

## 社労士 V 21 年受験

## 佐藤としみの条文順過去問題集②【労災・雇用・徴収編】

(21 年版 1 刷用)

頁	該当箇所	修正前	修正後	備考
113	解答 2 上から 1 行目	審査請求をしてから 6 か月を経過しても～	審査請求をしてから 3 か月を経過しても～	
123	平成 13 年 選択式 解答補足		* D と E については、当時の問題のまま掲載している。	
193	解答 15 上から 2 行目	～が失業した場合に支給される保険給付であり、設問の場合は、1 年を超えて雇用された時点で～	～が失業した場合に支給される給付であり、設問の場合は、1 年以上雇用されるに至った時点で～	
253	解答 4	○ (法 2 条 3 項、則 3 条 2 項) 通貨以外のもので支払われる賃金の範囲は、食事、被服及び住居の利益のほか、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所の定めるところによる (則 3 条 1 項)。	× (法 2 条 3 項) 食事、被服及び住居の利益のほか、通貨以外のもので支払われる賃金の範囲は、労働基準監督署長、公共職業安定所長が定めるが、評価額は厚生労働大臣が定める (則 3 条 1 項)。	H21.2.3 追加